

申告会場・日程

■日程

2月	16日(木)	○
	17日(金)	○
	20日(月)	○
	21日(火)	○ (夜間相談あり)
	22日(水)	○
	23日(木)	○
	24日(金)	○
	26日(日)	○ ※9:00~12:00
27日(月)	○	
28日(火)	○ (夜間相談あり)	
3月	1日(水)	○
	2日(木)	○
	3日(金)	○
	6日(月)	○
	7日(火)	○ (夜間相談あり)
	8日(水)	○
	9日(木)	○
10日(金)	○	
13日(月)	○	
14日(火)	○ (夜間相談あり)	
15日(水)	○	

■会場…加東市役所201会議室 (庁舎2階)

■受付時間 ※庁舎の開庁時間は8時です

- 期間中の月・水・木・金曜日…9時～16時30分
- 期間中の火曜日……………9時～19時
- ◎日曜日……2月26日(日)のみ。9時～12時

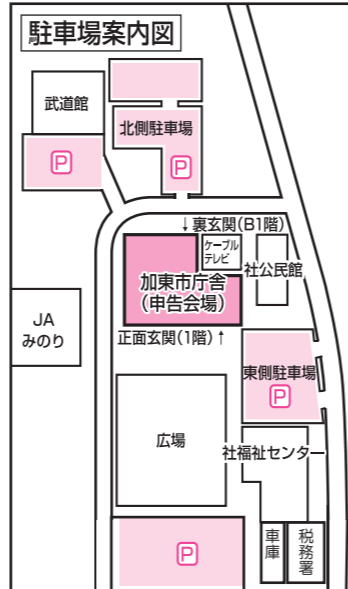
※受付中断時間
申告書整理事務のため、次の時間は受付を中断しますので、ご協力をお願いします。
●12時～13時と火曜日の16時30分～17時30分

市が行う申告相談内容

主に給与所得者および年金受給者に係る申告のほか、白色申告者（おおむね事業等所得300万円以下の方）および住民税申告の必要な方が対象となります。
それ以外の方は、税務署で確定申告をしていただきますようお願いいたします。

※市で申告相談に応じられない内容

- 高額な事業所得 ○譲渡所得
- 先物取引に係る雑所得等
- 青色申告 ○雑損控除に係るもの
- 損失の繰越に係るもの ○消費税
- 相続税 ○贈与税



社税務署の申告書作成会場の開設期間および相談受付時間について

- 開設期間 2月16日(木)～3月15日(水) (期間中の平日のみ)
- 相談受付時間 9時～16時
- ※2月15日(水)以前は開設していません。 ※会場開設当初と申告期限間際は、混雑が予想されます。
- ※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。 問い合わせ 社税務署 ☎42-0223

★e-Taxで確定申告！ ～自宅のパソコンで～

国税庁ホームページ (http://www.e-tax.nta.go.jp) の『確定申告書作成コーナー』で、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して確定申告を行うと、源泉徴収票やマイナンバー確認書類・身元確認書類などの提出を省略することができます。

また、電子申告(e-Tax)以外に、必要項目を入力することで、確定申告書が作成でき、申告書を印刷してそのまま郵送等により提出できるコーナーもあります。ぜひご利用ください。

自書申告にご協力を

医療費の計算や事業収支等は、以下の準備をしてお越しください。

- ①医療費控除の申告の場合は、領収書を氏名ごとに整理し、支払額の合計までの計算をしておいてください。
- ②営業、農業等の事業所得の収支計算が必要な申告では、収入と支出の項目ごとに関係書類を整理し、収支の内訳までの計算をしておいてください。

医療費控除の計算方法

- ① $\text{平成28年中に支払った医療費} - \text{保険等で補てんされる金額} = \text{負担した医療費} \dots \text{A}$
- ② $\text{10万円または所得金額の合計額の5\%のいずれか少ない方の金額} \dots \text{B}$
- ③ $\text{A} - \text{B} = \text{医療費控除額(最高200万円)}$
※医療費控除額は、所得から控除する額であり、還付される金額ではありません。

所得税・住民税の申告は 2月16日(木)から3月15日(水)まで

問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

確定申告が必要な方

- ①自営業、農業などの事業による収入がある方(建築労務、日雇い労務に従事された方も含む)
- ②土地、建物等の貸し付けによる収入がある方
- ③土地、建物などの譲渡による収入がある方
- ④生命保険、損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方
- ⑤公的年金等受給者で次の方
 - 年金収入金額が400万円を超える方
 - 年金以外の所得金額が20万円を超える方
- ⑥平成28年中に退職し、年末調整を受けなかった方

住民税申告が必要な方

- 所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超えない場合(所得税等がかからない方)は、確定申告は不要ですが、次の事項に該当する場合は、住民税申告が必要です。
- ①非上場株式に係る配当所得がある方、シルバー人材センター・外交員などの報酬がある方
- ②市の国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者(国民健康保険税等が軽減される場合があります)
- ③公的年金等収入金額が、次の金額を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方(住民税額に影響する場合があります)
- 65歳未満の方(昭和27年1月2日以後に生まれた方)：98万円
- 65歳以上の方(昭和27年1月1日以前に生まれた方)：148万円
- ④給与収入金額が93万円を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方(住民税額に影響する場合があります)

申告に必要なもの

- ①申告者の本人確認書類(個人番号確認書類と身元確認書類)
 - 今回の申告から、マイナンバー(個人番号)を確認できる書類の写しと身元確認書類の写しの添付が必要です。(申告者本人が税務署で申告する場合、また、住民税の申告をする場合においても、マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類の提示が必要です)
 - マイナンバー確認書類……マイナンバーカード・通知カード等
 - 身元確認書類……運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード等
- ②申告者の印鑑(認印)
- ③給与、公的年金等に係る源泉徴収票(原本が必要)、報酬等支払調書
- ④事業所得(営業・農業所得)または不動産所得の場合は、年間の収支内訳書
- ⑤諸控除の証明書(国民年金・生命保険・地震保険などの保険料の控除証明書等)
- ⑥住宅借入金等特別控除を受ける場合
 - 住民票(平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要)
 - 家屋等の登記事項証明書(初年のみ) ●取得価格のわかる契約書の写し(初年のみ)
 - 住宅借入金等特別控除額の計算明細書(2年目以降) ●借入金等年末残高証明書など
- ⑦還付申告の場合は、申告者名義の振込先が確認できる通帳等
- ⑧新たに振替納税を希望する方は、申告者名義の振込先が確認できる通帳等および通帳届出印